

挙証資料一覧

※挙証資料一覧の中には、資格証、免許状は含みません。

※★がついている挙証資料につきましては、令和7年度に提出し、内容に変更がない場合でも、令和8年度に再度ご提出(初めて加算適用申請を行う月の15日まで)をお願いいたします。(給付費申請システム(kintone)での提出はできません。)

加算種別	加算項目	対象施設				提出方法		挙証資料	提出時期
		○:加算 ●:減算				k i n t o n e (* 1)	郵 送 (* 2)		
		保 育 所	幼 稚 園	認 定 こ ど も 園 (1 号)	認 定 こ ど も 園 (2・3 号)				
公定価格	副園長・教頭配置加算		○	○		—	○	履歴書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	学級編制調整加配加算			○				-	-
公定価格	1歳児配置改善加算	○			○	施	○	業務においてICTの活用を進めていることがわかるもの	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	3歳児配置改善加算	○	○	○	○			-	-
公定価格	満3歳児対応加配加算		○	○				-	-
公定価格	4歳以上児配置改善加算	○	○	○	○			-	-
公定価格	講師配置加算		○	○				-	-
公定価格	休日保育加算	○			○	—	○※	休日保育実施兼加算適用届出書 ※メールでの提出も可能。	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	夜間保育加算	○			○	—	○※	休日保育利用児童実績報告書 ※メールでの提出も可能。	加算対象月の翌月15日まで
公定価格	チーム保育加配加算		○	○				-	-
公定価格	通園送迎加算		○	○		施	○	★通園送迎の実施状況が分かる資料(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	給食実施加算		○	○		施	○	★給食の実施状況がわかる資料(写) ★給食の実施形態の別がわかる資料(写) ※調理業務を委託する場合のみ	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	減価償却費加算	○			○	施	○	・建物を整備又は取得した際の契約書類(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	賃借料加算	○			○	施	○	・賃貸借契約書(写) ※変更・更新等があった場合は変更後のものを再度提出すること。	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	チーム保育推進加算	○						-	-
公定価格	副食費徴収免除加算		○ (2号のみ)	○			○	・副食提供状況報告書(参考様式) ※幼稚園、認定こども園(1号)のみ提出	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	分園を設置している場合 (減算項目)	●			●			-	-
公定価格	施設長を配置していない場合 (減算項目)	●						-	-
公定価格	土曜日に閉所する場合 (減算項目)	●			●			-	-

挙証資料一覧

※挙証資料一覧の中には、資格証、免許状は含みません。

※★がついている挙証資料につきましては、令和7年度に提出し、内容に変更がない場合でも、令和8年度に再度ご提出(初めて加算適用申請を行う月の15日まで)をお願いいたします。(給付費申請システム(kintone)での提出はできません。)

加算種別	加算項目	対象施設				提出方法		挙証資料	提出時期
		○:加算 ●:減算				k i n t o n e (* 1)	郵 送 (* 2)		
		保 育 所	幼 稚 園	認 定 こ ど も 園 (1 号)	認 定 こ ど も 園 (2・3 号)				
公定価格	主幹教諭等の専任化による子育て支援の取組を実施していない場合(減算項目)			●	●	施	○	* 1 : <凡例> 施:施設マスター A: Aアプリ B: Bアプリ 3: 3月加算アプリ 登: 登園時の持ち物負担軽減アプリ 職: 職員情報アプリ - : kintoneでの提出不可 * 2: kintoneで提出する場合、郵送は不要です。	調整適用申請を行う当月15日まで
公定価格	年齢別配置基準を下回る場合(減算項目)		●	●	●			-	-
公定価格	配置基準上求められる職員資格を有しない場合(減算項目)			●	●			-	-
公定価格	1号認定子どもの利用定員を設定しない場合				○			-	-
公定価格	定員を恒常的に超過する場合(減算項目)	●	●	●	●			-	-
公定価格	安全計画の策定等をしていない場合(減算項目)	●	●	●	●			-	-
公定価格	経営情報の報告等を行っていない場合(減算項目)	●	●	●	●			-	-
公定価格	主任保育士専任加算		○			施	○	★地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会の実施内容がわかるもの ※項目④を適用し、かつ、該当する場合のみ ★(1)災害発生時に必要となる対応(具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等)を策定していることがわかるもの(マニュアル等) ※項目⑥を適用し、かつ、該当する場合のみ	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	主幹教諭等専任加算		○			施	○	★各施設で編成している「アプローチカリキュラム」または、小学校と協働で作成した「架け橋カリキュラム」 ★園内研修報告書(参考様式) ※項目⑤を適用する場合のみ ★(1)災害発生時に必要となる対応(具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等)を策定していることがわかるもの(マニュアル等) ※項目⑦を適用し、かつ、該当する場合のみ	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	子育て支援活動費加算		○			施	○	★子育て支援活動の実施状況がわかる資料(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	療育支援加算	○	○	○	○	職	○	・看護師や専門職等の資格証	-
公定価格	事務職員雇上費加算	○				施	○	★地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会の実施内容がわかるもの ※項目④を適用し、かつ、該当する場合のみ	-
公定価格	事務職員配置加算		○	○				-	-
公定価格	指導充実加配加算		○	○				-	-
公定価格	事務負担対応加配加算		○	○				-	-
公定価格	冷暖房費加算	○	○	○	○			-	-
公定価格	栄養管理加算	○	○		○			-	-

挙証資料一覧

※挙証資料一覧の中には、資格証、免許状は含みません。
 ※★がついている挙証資料につきましては、令和7年度に提出し、内容に変更がない場合でも、令和8年度に再度ご提出(初めて加算適用申請を行う月の15日まで)をお願いいたします。(給付費申請システム(kintone)での提出はできません。)

加算種別	加算項目	対象施設				提出方法		挙証資料	提出時期
		○:加算 ●:減算				k i n t o n e (* 1)	郵 送 (* 2)		
		保 育 所	幼 稚 園	認 定 こ ど も 園 (1 号)	認 定 こ ど も 園 (2・3 号)				
公定価格	高齢者等活躍促進加算	○				3	○	* 1 : <凡例> 施:施設マスターアプリ A:Aアプリ B:Bアプリ 3:3月加算アプリ 登:登園時の持ち物負担軽減アプリ 職:職員情報アプリ - :kintoneでの提出不可 * 2:kintoneで提出する場合、郵送は不要です。	令和8年12月末まで
						3	○	・高齢者等活躍促進加算申請書 ・高齢者等活躍促進加算月別雇用時間内訳表 ・加算対象者の雇用契約書(写) (未提出の場合は)★地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会の実施内容がわかるもの	令和9年3月15日まで
公定価格	施設機能強化推進費加算	○	○	○	○	3	○	・施設機能強化推進費加算申請書 ・申請製品がわかるカタログ、パンフレット等(写)	令和8年12月末まで
						3	○	・施設機能強化推進費加算報告書 ・取組みに要した経費がわかる領収書(写)等	令和9年3月15日まで
公定価格	小学校接続加算	○	○	○	○	3	○	・小学校接続加算実施報告書 ・横浜市接続期カリキュラム令和5年度版アプローチカリキュラム]	令和9年3月15日まで
公定価格	第三者評価受審加算	○	○	○	○	3	○	第三者評価受審加算申請書	令和8年12月末まで
						3	○	・第三者評価受審加算報告書 ・受審費用の支払いに係る領収書(写)	令和9年3月15日まで
公定価格	施設関係者評価加算		○	○	○	3	○	施設関係者評価加算申請書	令和8年12月末まで
						3	○	・施設関係者評価加算報告書 ・自己評価及び施設関係者評価の実施状況がわかる資料(写) ・公開保育の実施状況がわかる資料	令和9年3月15日まで
公定価格	外部監査費加算		○	○	○	3	○	・外部監査費加算報告書 ・公認会計士又は監査法人との契約書等(写) ・監査報告書(写)	令和9年3月15日まで ※監査報告書については作成次第速やかに提出。
向上支援費	職員配置加算	○						-	-
向上支援費	職員配置加算(休日)	○				—	○※	休日保育実施兼加算適用届出書 ※メールでの提出も可能。	加算適用申請を行う当月15日まで
向上支援費	保育者業務支援事業費助成	○	○	○	○			-	-
向上支援費	食育推進助成①	○	○	○	○			-	-
向上支援費	食育推進助成②	○	○	○	○			-	-
向上支援費	食育推進助成(休日)	○				—	○	休日保育実施兼加算適用届出書	加算適用申請を行う当月15日まで
向上支援費	アレルギー児童対応費	○	○	○	○	—	○	★アレルギー児童数報告書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
向上支援費	産休等代替職員雇用費	○	○	○	○	—	○	・産休等代替職員雇用費実績報告書 ・産休等職員の賃金の全額を支給することがわかる就業規則又は労働契約書(写) ・産前産後休暇の期間がわかる就業規則(写) ・産休等職員の妊娠証明書、医師の診断書又は母子健康手帳(写) ・出産日を証する書類(写) ・産休等職員の休業期間中に賃金を全額支払ったことがわかるもの(写)	加算適用申請を行う当月15日まで

挙証資料一覧

※挙証資料一覧の中には、資格証、免許状は含みません。

※★がついている挙証資料につきましては、令和7年度に提出し、内容に変更がない場合でも、令和8年度に再度ご提出(初めて加算適用申請を行う月の15日まで)をお願いいたします。(給付費申請システム(kintone)での提出はできません。)

加算種別	加算項目	対象施設				提出方法		挙証資料	提出時期	
		○:加算 ●:減算				k i n t o n e (* 1)	郵 送 (* 2)			
		保 育 所	幼 稚 園	認 定 こ ど も 園 (1 号)	認 定 こ ど も 園 (2・3 号)					
向上支援費	障害児等受入加算	○	○	○	○	—	○	個別に支援が必要な児童の申請・認定確認書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで	
向上支援費	障害児等受入加算(休日)	○			○	—	○	個別に支援が必要な児童の申請・認定確認書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで	
向上支援費	被虐待児童対応費	○	○	○	○			-	-	
向上支援費	看護職員雇用加算	○	○	○	○			-	-	
向上支援費	医療的ケア関連の加算	○	○	○	○	—	○	挙証資料の詳細につきましては説明テキストの該当ページをご確認ください。	加算適用申請を行う当月15日まで	
向上支援費	外国人児童保育事業助成	○	○	○	○	—	○	外国人児童報告書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで	
向上支援費	保育補助者雇用経費	○			○	施	○	平均経験年数計算シート	加算適用申請を行う当月15日まで	
向上支援費	ローテーション保育士(保育教諭)雇用費	○			○	施	○	業務においてICTの活用を進めていることがわかるもの ※1歳児配置改善加算取得施設で挙証資料を提出済みの場合は不要	加算適用申請を行う当月15日まで	
向上支援費	保育士育成促進費	○			○	職	○	保育士証(写)	-	
向上支援費	第三者評価受審費助成	○			○	○	3	○	第三者評価受審加算申請書	令和8年12月末まで
							3	○	・第三者評価受審加算報告書 ・受審費用の支払いに係る領収書(写)	令和9年3月15日まで
向上支援費	スポット支援員配置助成	○	○	○	○			-	-	
向上支援費	登園時の持ち物負担軽減助成	○			○	登	○	以下4点がわかるもの ・実施期間(当年度に実施していることが分かるもの) ・保護者負担軽減額 (以下2点は利用定額サービスを導入している場合のみ) ・利用事業者および月額利用料 ・無料トライアル期間 (例)重要事項説明書、保護者へのお便り、領収書等 ・取組を実施している各月の利用人数がわかるもの(2歳児のみ)	令和8年12月末まで	
延長保育事業費	延長保育実施加算(平日)	○			○			-	-	
延長保育事業費	延長保育実施加算(土曜)	○			○			-	-	
延長保育事業費	延長保育従事職員雇用費	○			○			-	-	
延長保育事業費	調理員雇用費	○			○			-	-	
延長保育事業費	延長保育障害児等受入加算	○			○			-	-	
延長保育事業費	夜間保育所費	○						-	-	
延長保育事業費	分園加算	○						-	-	
延長保育事業費	延長保育AB階層減免費	○			○	B	○	AB階層減免費内訳報告書 はBアプリに入力することで提出が可能になりました。	請求月分の請求時に申請	
延長保育事業費	延長保育実施加算(休日)	○			○	—	○	休日保育実施兼加算適用届出書	加算適用申請を行う当月15日まで	
延長保育事業費	調理人雇用費(休日)	○			○	—	○	休日保育実施兼加算適用届出書	加算適用申請を行う当月15日まで	
延長保育事業費	延長保育障害児等受入加算(休日)	○			○	—	○	・休日保育実施兼加算適用届出書 ・休日保育利用児童報告書	加算適用申請を行う当月15日まで	
延長保育事業費	延長保育AB階層減免費(休日)	○			○	B	○	・AB階層減免費内訳報告書 ・休日保育利用児童報告書 はBアプリに入力することで提出が可能になりました。	請求月分の請求時に申請	
その他	補足給付	○	○	○	○	—	○	・補足給付確認書 ・補足給付対象物品を購入した際の業者からの領収書等(写)	加算適用申請を行う当月15日まで	